

## 不動産鑑定評価業務の募集要項

令和7年4月21日

奈良市

土地改良清美事務所長

次のとおり、応募申込書の提出を求めます。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 土地改良清美事務所管内不動産鑑定評価業務
- (2) 業務内容 奈良市における用地取得等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書の作成並びにこれらに付随する諸業務とし、業務の評価対象地域は次のとおりとする。

- ・ 奈良市米谷町ほか 地内
- ・ 宅地地域、農地地域、山林地域及び雑種地地域ほか

- (3) 履行期限 令和7年7月18日

### 2. 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 令和7年度において、奈良市が行う測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格者であること。
- (2) 奈良市内に業務を履行する不動産鑑定士が恒常的に常駐する本店、支店又は営業所等が存すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体

並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(8) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。

(9) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

(10) 業務を履行する不動産鑑定士が不動産の鑑定評価に関する法律第40条第1項又は第2項の規定による懲戒処分（戒告を除く。）を受けていないこと。

(11) 不動産の鑑定評価に関する法律第41条の規定による処分（戒告を除く。）を受けていないこと。ただし、地域を限定して同条の規定による業務の停止を命ぜられた場合において、当該地域が本業務の評価対象地域に含まれていないときは、この限りではない。

### 3. 選定するための評価基準

次の基準により評価し、評価の合計点数の上位から4者選定する。

(1) 地価公示標準地の評価等に関する実績

(2) 地価調査基準地の評価等に関する実績

(3) 鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績等

(4) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて

### 4. 手続等

#### (1) 担当部局

〒630-8402 奈良県奈良市米谷町863番地

奈良市 環境部 土地改良清美事務所

電話：0742-62-2976

E-mail：[kan-tochikairyou@city.nara.lg.jp](mailto:kan-tochikairyou@city.nara.lg.jp)

#### (2) 募集要項の交付期間及び方法

① 期間：令和7年4月24日から令和7年5月1日まで

② 方法：原則として奈良市ホームページよりダウンロード

#### (3) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

① 期限：令和7年5月2日（金） 正午

② 場所：4. (1)に同じ。

③ 方法：電子メール、郵送または持参のいずれかにより応募申込書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連

絡先を記載すること。

- (4) 応募申込書に関するヒアリングの有無  
ヒアリングは実施しない。

## 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 応募申込書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募申込書は、当該提出者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申込書を無効にする。
- (6) 特定した応募内容については、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 選定された者は、厳正な審査の結果、適した者として選定したものであるが、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方財政法（昭和23年法律第109号）および奈良市契約規則その他関係法令に基づく契約手続の完了までは、本市との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。
- (9) ご不明な点や追加のご質問があれば、令和7年4月28日（月）まで電子メールで受付け、後日、奈良市ホームページで回答する。